

税務課

☎ 町民税係(113～115)

身体障がい者等の軽自動車税(種別割)の 減免申請手続きについて

申請できる 期限	令和7年度の納税通知書が届き次第、 令和7年6月2日(月)まで(期日厳守) ※申請期限後の受付はできませんので十分ご注意の上、早めの申請をお願いいたします。 また、一度減免が決定された方は申請の必要はありません。ただし、乗換えや名義変更等があった場合は、再度申請が必要です。	
受付場所	大崎町役場 税務課 町民税係	
減免対象の 範囲	身体障がい者等本人名義(知的障がい者の方、精神障がい者の方、年齢18歳未満の身体障がい者の方は生計を一にする者の名義でもよい。)の軽自動車等であって、 身体障がい者本人 や、身体障がい者等の通院・通学・通所・生業のために当該 身体障がい者等と生計を一にする方 が運転する車。または、単身で生活する 身体障がい者等を常時介護する方 が運転する車であること。 ※障がいの程度によっては減免ができない場合がありますので、あらかじめご相談ください。	
減免申請に 必要な書類等	本人運転の場合	(1) <u>納税通知書</u> または <u>納付書</u> (2) <u>運転免許証</u> (本人のもの、介添え運転の場合は介添え者のもの) (3) <u>身体障がい者手帳</u> 、 <u>戦傷病者手帳</u> 、 <u>療育手帳</u> 、 <u>精神障がい者保健福祉手帳</u> のいずれか (4) <u>車両検査証</u>
	生計同一者運転の場合 様式は税務課にて 備え付けてあります。	上記(1)～(4)までの書類に加え、以下のものが必要です。 事前に準備してください。 (5) 通院の場合…… <u>通院証明書(病院発行)</u> 通学の場合…… <u>通学証明書(学校発行)</u> 通所の場合…… <u>通所証明書(施設発行)</u> 生業の場合…… <u>通勤証明書(事業所発行)</u>
	常時介護者運転の場合	(1)～(5)までの書類に加え、以下のものが必要です。 (6) <u>自動車運行計画書</u> (週3日以上通院等) (7) <u>誓約書</u>
その他	- 減免される車は一人一台に限られていますので、自動車税(普通車)を減免される人は、軽自動車税の減免は受けられません。 「身体障がい者等と生計を一にする者」とは、身体障がい者と日常生活の資を共通にし、相扶けて共同の生活を営んでいる者のことをいう。 「身体障がい者等を常時介護する者」とは、当該身体障がい者等が所有する自動車を継続的(少なくとも1年以上の間)かつ日常的に(少なくとも週3日程度以上)当該身体障がい者のために運転している(又はする見込みのある)者のことをいう。	

■ご不明な点がございましたら役場 税務課 町民税係へお問い合わせください。